

令和6年度における産業廃棄物実績報告書提出の手引き (様式第23号・24号・25号・26号)

令和6年3月1日 岩手県環境生活部資源循環推進課

1 はじめに

岩手県では、廃棄物の適正処理を推進する観点から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」において、前年度の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理実績等について、毎年6月30日までに報告することを義務付けています。以下2の(1)から(6)の報告対象者に該当する事業者の方は、提出が必要となる報告書を提出期限までに必ずご提出ください。

なお、報告書の提出について、本県から事業者宛に依頼文書等による連絡は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

2 提出書類について

下表の(1)から(6)までの項目において、報告対象者に該当する場合、右欄の報告書をご提出ください。なお、**実績がない場合でもその旨の報告が必要となります**ので、必ずご提出ください。

報告対象者	提出が必要となる報告書の種類 (報告書の様式番号)
(1) 産業廃棄物処理施設設置者 廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設を岩手県内に設置している事業者	産業廃棄物処理実績報告書 (様式第23号)
(2) 特別管理産業廃棄物の排出事業者 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を岩手県内に設置している事業者	特別管理産業廃棄物処理実績報告書 (様式第24号)
(3) 産業廃棄物収集運搬業者 岩手県の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者	産業廃棄物運搬実績報告書 (様式第25号)
(4) 特別管理産業廃棄物収集運搬業者 岩手県の特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者	特別管理産業廃棄物運搬実績報告書 (様式第25号)
(5) 産業廃棄物処分業者 岩手県の産業廃棄物処分業の許可を受けている事業者	産業廃棄物処分実績報告書 (様式第26号)
(6) 特別管理産業廃棄物処分業者 岩手県の特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている事業者	特別管理産業廃棄物処分実績報告書 (様式第26号)

令和6年度における産業廃棄物実績報告書提出の手引き (様式第23号・24号・25号・26号)

3 提出部数

上記2の各報告書の**提出部数は正副2部**です。県の事務において2部とも使用しますので、必ず2部ご提出ください。

県の受付印を押印した控えが必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封のうえ3部ご提出ください。

なお、返信用封筒が同封されていない場合は、返送は行いませんのであらかじめご了承ください。

4 提出期限

令和6年7月1日（月曜）までに、以下7に記載している提出先宛にご提出ください。

令和6年度に提出いただくのは、**令和5年度の実績となりますので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間の実績**について報告書に取りまとめてください。

なお、廃棄物処理法施行規則において、提出期限は6月30日とされていますが、令和6年6月30日が日曜で閉庁日であるため、令和6年度の提出期限は、7月1日（月曜）までとします。

5 提出方法

報告書は、**書面（紙媒体）**で、**郵送または持参**によりご提出ください。

なお、それ以外の方法（電子メールやファクス等）による提出は受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。

6 報告書を提出する際の留意点

報告書を提出する際は、下記についてご留意願います。

- ①様式第23号、24号、25号及び26号の産業廃棄物実績報告は、「**産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書（様式第三号）**」とは**異なります**ので、提出の際はお間違えのないようご留意願います。ちなみに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書は、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の排出事業者が報告対象となります。
- ②様式第24号、25号及び26号の実績報告は、**紙マニフェスト分と電子マニフェスト分の両方の実績についてご報告ください。**
- ③報告書への社印や代表者印等の押印は不要です。
- ④提出が必要な書類の種類、提出部数、提出方法、提出先をよくご確認のうえご提出ください。
特に、**盛岡市内の事業者は、提出先が盛岡市役所となる場合があります**のでご留意ください。
- ⑤様式第23号、24号、25号及び26号の産業廃棄物処理実績の報告書の提出は、**書面（紙媒体）で正副2部**となります。県の事務において正副2部使用しますので、事業者において**控えが必要な場合は、書面3部と切手を貼付した返信用封筒を同封**してください。

令和6年度における産業廃棄物実績報告書提出の手引き
(様式第23号・24号・25号・26号)

7 提出先

県外の事業者、または盛岡市内の事業者で岩手県の許可を受けている事業者は、岩手県庁資源循環推進課に提出してください。

岩手県内の市町村内に事業所がある事業者は、事業所の所在地を管轄する県の広域振興局等の環境衛生課にご提出ください。

なお、盛岡市の許可を受けている事業者は、盛岡市役所廃棄物対策課に提出してください。

事業所の所在地等	管轄する公所（報告書の提出先）
県外の事業者 盛岡市内の事業者で県の許可を受けている事業者	岩手県庁 環境生活部 資源循環推進課 〒020-8570 盛岡市内丸 10-1 / 電話 019-629-5368
盛岡市の許可を受けている事業者	盛岡市役所 環境部 廃棄物対策課 〒020-8531 盛岡市若園町 2-18 / 電話 019-626-3755
滝沢市、八幡平市、雫石町、岩手町、葛巻町、紫波町、矢巾町	盛岡広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課 〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 / 電話 019-629-6563
花巻市、北上市、遠野市、西和賀町	花巻保健福祉環境センター 環境衛生課 〒025-0075 花巻市花城町 1-41 / 電話 0198-41-5405
奥州市、金ヶ崎町	県南広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課 〒023-0053 奥州市水沢大手町 5-5 / 電話 0197-48-2422
一関市、平泉町	一関保健福祉環境センター 環境衛生課 〒021-8503 一関市竹山町 7-5 / 電話 0191-26-1412
釜石市、大槌町	沿岸広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課 〒026-0043 釜石市新町 6-50 / 電話 0193-27-5523
大船渡市、陸前高田市、住田町	大船渡保健福祉環境センター 環境衛生課 〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 / 電話 0192-22-9814
宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	宮古保健福祉環境センター 環境衛生課 〒027-0072 宮古市五月町 1-20 / 電話 0193-64-2218
久慈市、洋野町、普代村、野田村	県北広域振興局 保健福祉環境部 環境衛生課 〒028-8042 久慈市八日町 1-1 / 電話 0194-66-9681
二戸市、一戸町、軽米町、九戸村	二戸保健福祉環境センター 環境衛生課 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 / 電話 0195-23-9219

令和6年度における産業廃棄物実績報告書提出の手引き (様式第23号・24号・25号・26号)

8 お問い合わせ先

産業廃棄物実績報告書の作成や提出に関するお問合せは、各報告書の提出先にご連絡ください。

9 報告書を作成する際の留意点

各報告書を作成する際は、特に以下の点にご留意願います。

【様式第23号】産業廃棄物処理実績報告書

自らの事業活動によって生じた廃棄物を処理するために、廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設を岩手県内に設置している事業者の方は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに当該施設で処理した産業廃棄物の処理実績を報告してください。

- (1) 記入欄が足りない場合はコピーして使用願います。
- (2) 令和5年度における処理実績がない場合であっても「実績なし」として報告してください。
その場合は、様式第23号の空欄に「実績なし」と記載願います。

【様式第24号】特別管理産業廃棄物処理実績報告書

特別管理産業廃棄物を排出する事業場を岩手県内に設置している事業者の方は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに当該施設から排出された特別管理産業廃棄物の発生量及び処理実績を報告してください。

- (1) 記入欄が足りない場合はコピーして使用願います。
- (2) 令和5年度における処理実績がない場合であっても「実績なし」として報告してください。
その場合は、様式第24号の空欄に「実績なし」と記載願います。
- (3) 「特別管理産業廃棄物の種類」欄は、廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃石綿等特定有害産業廃棄物の別により記載してください。
- (4) 「発生施設」欄は、発生場所が具体的にわかる場所を記載してください。
- (5) 委託処理に関する項目は、収集運搬先と処分先の別に委託契約の内容を記載してください。
- (6) 電子マニフェストを導入した事業者は、行政報告システムよりダウンロードした「特別管理産業廃棄物処理実績報告書」の様式を使用して提出することができます。その場合は、様式第24号を表紙として報告者を記載のうえ添付し、表紙の空欄に「別紙のとおり」として記載願います。
なお、行政報告システムについては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ (http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/local_governing/case.html) をご確認願います。

令和6年度における産業廃棄物実績報告書提出の手引き
(様式第23号・24号・25号・26号)

【様式第25号】産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の運搬実績報告書

岩手県の産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者の方は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに受託した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬の実績を報告してください。

なお、産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の両方の許可を受けている場合は、それぞれに報告書を作成のうえ、提出してください。

- (1) 記入欄が足りない場合はコピーして使用願います。
- (2) 令和5年度における運搬実績がない場合であっても「実績なし」として報告してください。
その場合は、様式第25号の空欄に「実績なし」と記載願います。
- (3) 様式第25号の報告書は、以下の①～⑩のとおり作成願います。
 - ① 「表題」欄は、「産業廃棄物」又は「特別管理産業廃棄物」のいずれかを○で囲むか、報告しない方を取り消し線により消し、報告対象となる年度を記載願います。
 - ② 「報告者」欄は、許可証に記載された住所、氏名を記載願います。
 - ③ 「許可の種類」欄は、「産業廃棄物収集運搬業」又は「特別管理産業廃棄物収集運搬業」を記載し、積替え・保管の有無を括弧書きで記載願います。
 - ④ 「許可年月日」欄は、許可期限ではなく、許可された日を記載願います。なお、許可の更新を行っている場合は、直近の許可証に基づく許可年月日を記載してください。
 - ⑤ 「許可番号」欄は、許可証に記載されている11ケタの番号を記載願います。
 - ⑥ 「委託者」欄は、(通常の委託の場合) 排出事業者の名称、排出事業場所在地、受託量を記載願います。また、(再委託を受けた場合) 委託した収集運搬業者について記載願います。
 - ⑦ 「運搬先」欄は、廃棄物を実際に搬入した先の処分業者の名称、処理場所在地(積替え保管の場合は保管場所の所在地)と運搬量を記載願います。(再委託した場合) 再受託者の許可番号、氏名名称、住所及び引渡量を記載し、右空欄に「再」と記載願います。
 - ⑧ 「引き渡した者」欄は、廃棄物の受入を契約した相手方の許可番号、氏名名称、住所及び引渡量を記載願います。
 - ⑨ 電子マニフェストを導入した事業者は、行政報告システムよりダウンロードした「産業廃棄物処理実績報告書」の様式を使用して提出することができます。その場合は、様式第25号を表紙として報告者を記載のうえ添付し、表紙の空欄に「別紙のとおり」として記載願います。
なお、行政報告システムについては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ(http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/local_governing/case.html)をご確認願います。
 - ⑩ 電子マニフェストを導入している事業者であっても、紙マニフェストを使用して処理した廃棄物については、その分を様式第25号に取りまとめて記載願います。

令和6年度における産業廃棄物実績報告書提出の手引き
(様式第23号・24号・25号・26号)

【様式第26号】 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処分実績報告書

岩手県の産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている処理業者の方は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに受託した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分の実績を報告してください。

なお、産業廃棄物処分業と特別管理産業廃棄物処分業の両方の許可を受けている場合は、それぞれに報告書を作成のうえ、提出してください。

- (1) 記入欄が足りない場合はコピーして使用願います。
- (2) 令和5年度における処分実績がない場合であっても「実績なし」として報告してください。その場合は、様式第26号の空欄に「実績なし」と記載願います。
- (3) 様式第26号の報告書は、以下の①～⑪のとおり作成願います。

- ① 「表題」欄は、「産業廃棄物」又は「特別管理産業廃棄物」のいずれかを○で囲むか、報告しない方を取り消し線により消し、報告対象となる年度を記載願います。
- ② 「報告者」欄は、許可証に記載された住所、氏名を記載願います。
- ③ 「許可の種類」欄は、「産業廃棄物処分業」又は「特別管理産業廃棄物処分業」を記載し、許可を有する処分方法を括弧書きで記載願います。
- ④ 「許可年月日」欄は、許可期限ではなく、許可された日を記載願います。なお、許可の更新を行っている場合は、直近の許可証に基づく許可年月日を記載してください。
- ⑤ 「許可番号」欄は、許可証に記載されている11ケタの番号を記載願います。
- ⑥ 「委託者」欄は、(通常の委託の場合) 排出事業者の名称、排出事業所在地、受託量を記載願います。(報告者が再委託を受けた場合) 再委託した処分業者について記載し、1の欄に「再」と記載願います。(県外から搬入した場合) 発生した都道府県名を1の欄に、搬入理由を備考3から選んで2の欄に記載願います。
- ⑦ 「処分」欄は、廃棄物を処分した方法、量、処分後の廃棄物の量(中間処理の場合のみ)、処理施設の所在地を記載願います。
- ⑧ 「受託者」欄は、処分後の廃棄物(燃え殻や自動車等破砕物等)を委託処分した場合、その受託者について名称等を記載し、右空欄に「残」と記載願います。(再委託した場合) 再委託先の処分業者の許可番号、名称等を記載し、右空欄に「再」と記載願います。
- ⑨ 産業廃棄物の処理施設(法第15条施設)の場合は、処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量を別紙様式に記入願います。
- ⑩ 電子マニフェストを導入した事業者は、行政報告システムよりダウンロードした「産業廃棄物処理実績報告書」の様式を使用して提出することができます。その場合は、様式第26号を表紙として報告者を記載のうえ添付し、表紙の空欄に「別紙のとおり」として記載願います。
なお、行政報告システムについては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページ(http://www.jwnet.or.jp/jwnet/members/local_governing/case.html)をご確認願います。
- ⑪ 電子マニフェストを導入している事業者であっても、紙マニフェストを使用して処理した廃棄物については、その分を様式第26号に取りまとめて記載願います。